

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審査基準整理票

処分名	計画相談支援給付費の支給の決定		
根拠法令名	障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)	(条項) 第 51 条の 17 第 1 項	
基準法令名	障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)	(条項) 第 51 条の 17 第 1 項	
	障害者総合支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)	(条項) 第 34 条の 54	
	介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)		
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	60 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 介護給付費等の支給決定は、障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項及び同法施行規則第 34 条の 54、介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)を基準とする。 参考 【根拠法令】 障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号) (計画相談支援給付費) 第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。 一 第二十二條第四項(第二十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四條第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項(第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であつて、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。 二 支給決定障害者等又は地域相談支援給付費決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。			

【基準法令】

別紙のとおり

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。